

## 新潟市母子父子寡婦福祉資金償還金口座振替事務取扱要領

### (目的)

第1条 母子、父子及び寡婦福祉資金償還金（以下「償還金」という。）の納入方法を合理化し、償還金納入義務者の利便を図るとともに、納期納付の向上を期することを目的とする。

### (対象者)

第2条 口座振替納付ができる対象者は、償還金の納入義務者（以下「納入義務者」という。）とする。

### (取扱金融機関)

第3条 口座振替事務の取扱金融機関は、新潟市指定金融機関、新潟市指定代理金融機関、新潟市収納代理金融機関（以下「取扱金融機関」という。）とする。

### (指定口座)

第4条 口座振替の口座は、口座振替納付をしようとする納入義務者（以下「申込者」という。）が指定する普通預金（総合口座を含む。）、当座預金、通常貯金等で取扱金融機関の承諾を得た1口座（以下「指定口座」という。）とする。ただし、次条第2号の規定により申込みできる口座は、個人が所有する普通預金（総合口座を含む。）又は通常貯金に限る。

### (取扱金融機関への申込み)

第5条 申込者は、次の各号に掲げるいずれかの方法により、市長及び取扱金融機関に申し込むものとする。

(1) 取扱金融機関での申込み 新潟市母子父子寡婦福祉資金償還金口座振替依頼書（以下「振替依頼書」という。）及び新潟市母子父子寡婦福祉資金償還金口座振替納付届（以下「納付届」という。）に所定の事項を記載、押印のうえ、取扱金融機関に提出するものとする。ただし、振替依頼書及び納付届の押印について、取扱金融機関から不要の申し出があった場合はこの限りでない。

(2) Webサイトでの申込み 市長が指定するWebサイト（以下「申込サイト」という。）に申込事項を入力するとともに、取扱金融機関のうち、申込サイトと情報通信できる金融機関（以下「Web受付金融機関」という。）が指定するWebサイト

（以下「金融機関サイト」という。）に遷移し、指定口座と本人確認の情報を入力して申し込むものとする。

（取扱金融機関の事務処理）

第6条 取扱金融機関は、前条各号の申込みに対応する次の各号に掲げる事務処理を行うものとする。

（1）申込者から振替依頼書及び納付届を受けた金融機関は、記載内容を確認のうえ受理する。振替依頼書（金融機関保管）は取扱金融機関が保管し、納付届は確認印を押印のうえ市長に送付し、振替依頼書（納入義務者保管）は申込者に返戻する。

（2）申込者から金融機関サイトに指定口座と本人確認の情報が入力されたときは、入力情報を確認のうえ受理して保管するものとする。この場合において、指定口座の情報を付して申込みを受理した旨を市長に通知するものとする。ただし、指定口座又は本人確認の情報に不備があって受理できない場合は、その旨を市長に通知する。

（市長の事務処理）

第7条 市長は、第5条各号の申込みに対応する次の各号に掲げる事務処理を行うものとする。

（1）取扱金融機関から納付届の送付があったときは、申込事項を確認のうえ受理し、口座振替に係る所定の事務処理を行う。ただし、申込事項に不備があるときは、申込者に受理できなかった旨を通知する。

（2）Web受付金融機関から申込み受理した旨の通知を受けたときは、申込事項を確認のうえ受理し、口座振替に係る所定の事務処理を行う。ただし、第5条第2号に規定する申込事項に不備があるとき又はWeb受付金融機関から受理できなかった旨の通知を受けたときは、申込者に受理できなかった旨を通知する。

（口座振替の依頼）

第8条 市長は、口座振替を行うときは、各納付期限の6営業日前までに、口座振替納付者（以下「利用者」という。）の納付書の電子記録（以下「振替依頼データ」という。）を各取扱金融機関と新潟市との間のネットワーク回線を通じた伝送（以下「データ伝送」という。）により振替依頼する。ただし、データ伝送によりがたいときは、振替依

頼データを記録した電子媒体を新潟市母子父子寡婦福祉資金償還金納付書送付書と合わせて送付するものとする。

(振替日)

第9条 口座振替を行う日（以下「振替日」という。）は、各納付期限の日とする。

(口座振替納付の事務処理)

第10条 取扱金融機関は、振替日に利用者の指定口座から振替依頼データに記録された金額を払い出し、納付するものとする。

2 取扱金融機関は、口座振替を行ったときは、振替日の4営業日後までに、利用者の振替結果を記録した電子データ（以下「振替結果データ」という。）をデータ伝送により、指定金融機関を経由して市長に送付するものとする。ただし、振替結果を記録した電子媒体を送付する場合は、新潟市母子父子寡婦福祉資金償還金口座振替報告書を添付するものとする。

3 取扱金融機関は、預金不足等の事由により振替不能が生じたときは、前項に規定する振替結果データに、振替不能の理由を付して市長に送付するものとする。

(口座振替の停止)

第11条 市長は、利用者から口座振替の停止の申し出があったとき又は口座振替を停止する必要があると認められるときは、納付期限の2営業日前までに、新潟市母子父子寡婦福祉資金償還金口座振替停止連絡表を金融機関に送付するものとする。

2 取扱金融機関は、前項の規定により新潟市母子父子寡婦福祉資金償還金口座振替停止連絡表の送付を受けたときは、当該納期の口座振替を停止するものとする。

(口座振替納付に伴う納入通知書及び領収証書)

第12条 市長は口座振替に伴う納入通知書について各年度初回の納期前に当該年度分一括した口座振替納入通知書を発行し、領収証書は各年度最終納期終了後に当該年度分一括した口座振替納入済通知書を発行する。

(振替不能分の取扱)

第13条 市長は、第10条第3項に規定する振替不能が生じたときは、納付書を作成し、利用者に送付する。

(口座振替の廃止)

第14条 利用者が口座振替を廃止しようとするときは、新潟市母子父子寡婦福祉資金償還金口座振替廃止届（以下「廃止届」という。）に所定の事項を記載し、取扱金融機関に提出するものとする。

2 前項の規定により廃止届の提出を受けた取扱金融機関は、記載内容を確認のうえ受理し、廃止届（金融機関保管）を保管し、廃止届（新潟市保管）に確認印を押印のうえ市長に送付し、廃止届（納入義務者保管）を利用者に返戻するものとする。

3 市長は取扱金融機関から廃止届（新潟市保管）の送付を受けたときは、記載内容を確認のうえ受理し廃止の事務処理を行うものとする。

（その他）

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要領は令和8年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行の日前に改正前の新潟市母子父子寡婦福祉資金償還金口座振替事務取扱要領の規定により行った手続その他の行為は、この要領の相当規定により行った手続その他の行為とみなす。